

令和 7 年度堺市地域公共交通計画の評価及び推進にかかる検討支援業務

仕様書

第 1 章 総則

1. 1 適用

- (1) 本仕様書は、堺市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する「令和 7 年度堺市地域公共交通計画の評価及び推進にかかる検討支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる部分は実施すること。

1. 2 業務の目的

本業務は、令和 6 年 5 月に策定した「堺市地域公共交通計画（以下「計画」という。）」の基本方針の実現に向けた計画の推進にあたり、設定した評価指標や各目標のモニタリング項目の算定・評価、協議会開催に伴う資料作成、計画の目標達成に向けた施策や取組の検討等の支援を行う。

1. 3 履行場所

本業務の対象地域は、堺市内（全域）とする。

1. 4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

1. 5 業務の進め方

受注者は、契約の締結後、直ちに詳細な業務実施計画書（作業計画及び実施工程）及び業務に必要な以下の書類を作成し、発注者に提出するものとする。

また、その計画を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務責任者届

受注者は、発注者との連絡を密にし、担当職員の指示に従わなければならない。受注者は、各作業工程において、品質の管理及び工程の確認を行い、業務の進捗状況を発注者へ報告するものとする。ただし、発注者が必要と認めたときも、受注者は作業の各工程の進行状況等をその都度報告するものとする。また、必要に応じ、発注者は受注者に打合せ記録簿を提出させることができる。

1. 6 技術者の配置

- (1) 受注者は、本業務の円滑な実施のために必要な知識を有する業務責任者を配置し、業務責任者の補助員として適正な技術者を配置するものとする。
- (2) 業務責任者は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門：「都市及び地方計画」）又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定する RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有するものであること。
- (3) 本業務に従事する技術者は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等関係諸法規を踏まえた関連計画等の作成に従事した経験があるものを配置するように努めること。

1. 7 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、以下の関係法令、規程等に準拠し実施するものとする。

- (1) 交通政策基本法
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- (3) 道路運送法
- (4) 堺市暴力団排除条例
- (5) 堺市契約規則
- (6) 堺市財務規則
- (7) 堺市会計規則
- (8) その他関係する法令、規則

2. 1 業務内容

業務にあたっては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（令和 7 年改正）及び「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第 4 版」（令和 5 年改訂）のほか、国土交通省が示している資料等を踏まえ行うものとする。

また、受注者は業務における適正なスケジュールを計画し、実行すること。なお、受注者は発注者の要請があった場合は、各作業の進捗状況を速やかに報告するものとする。

(1) 公共交通の利用圏域の人口カバー率の算出

令和 6 年度業務で作成した公共交通の利用圏域データ※1 を基に、令和 6 年 12 月時点から変更のあった停留所（2～3 か所程度）を反映し、人口カバー率を算出する。

加えて、年齢別（～14 歳、15～64 歳、65 歳～）の 100m メッシュ人口分布データを作成し、各年齢層の人口カバー率も算出する。

- 利用圏域の設定は以下のとおりとする。
 - ・鉄道駅：半径 800m
 - ・阪堺線・路線バス・堺市乗合タクシーの停留所（場）：半径 300m
- 利用圏域の類型は以下の 2 種とする。
 - ・単一交通機関による利用圏域（鉄軌道、路線バス、堺市乗合タクシー）
 - ・複数交通機関を重ね合わせた複合利用圏域（例：「鉄軌道＋路線バス＋堺市乗合タクシー」、「鉄軌道＋路線バス」、「路線バス＋堺市乗合タクシー」）
- 人口分布データには、令和 2 年度国勢調査を基に国土技術政策総合研究所が令和 6 年 6 月に公表した将来人口・世帯予測ツール※2 を用いて作成した 100m メッシュデータを使用する。

また、公共交通空白地域の分析として、公共交通利用圏域外（公共交通空白地域）の地域ごとの人口数等を整理する。

最終成果物は、令和 8 年 1 月～2 月に予定されている協議会および庁内委員会で報告できるよう、令和 7 年 12 月末までに更新を完了するものとする。

※1 令和 6 年度業務において作成済みの公共交通の利用圏域データは以下のとおり

- ・単一の交通機関（鉄軌道、路線バス、堺市乗合タクシー）による利用圏域
- ・「鉄軌道＋路線バス＋堺市乗合タクシー」の複合利用圏域
- ・「鉄軌道＋路線バス」の複合利用圏域

※2 人口予測手法の設定にあたっては「コーホート要因法」を、パラメータ設定方法として「社人研（国立社会保障・人口問題研究所）のパラメータ」を選択するものとする。

(2) 各公共交通機関のサービスレベルの整理

令和 6 年度業務で作成した市内各駅・停留所等の平日・土曜・日祝日の運行本数データ（令和 6 年 12 月時点）について、南海バス・近鉄バス等のダイヤ改正（令和 6 年 12 月以降、約 75 系統）を反映し、令和 7 年 12 月時点に更新する。各停留所におけるバスの運行本数データは発車総本数に加え、行先別本数を整理し、停留所ごとの利便性の評価方法を検討する。

また、令和 5 年度業務で作成した、堺市都市計画マスタープラン（令和 3 年 7 月改定）に基づく各拠点間の公共交通機関の運行本数データ（令和 5 年 7 月時点）についても、令和 7 年 12 月時点に更新する。

更新した運行本数データは GIS に反映し、令和 6 年度業務で作成した「路線バスの利用圏域図」「鉄軌道、路線バス、堺市乗合タクシーの利用圏域図」「鉄軌道、路線バスの利用圏域図」を、平日・土曜・日祝日別に下記分類で更新する。（利用圏域図のイメージは下図参照）

- ・ 路線バス：4 本未満／時間、4～8 本未満／時間、8 本以上／時間
- ・ 鉄軌道：8 本以上／時間
- ・ 堺市乗合タクシー：4 本未満／時間

更新・作成した運行本数データと、(1)で作成した堺市の 100m メッシュ人口分布データを組み合わせ、交通手段別・運行本数別（4 本未満／時間、4～8 本未満／時間、8 本以上／時間）の人口カバー率を算出する。

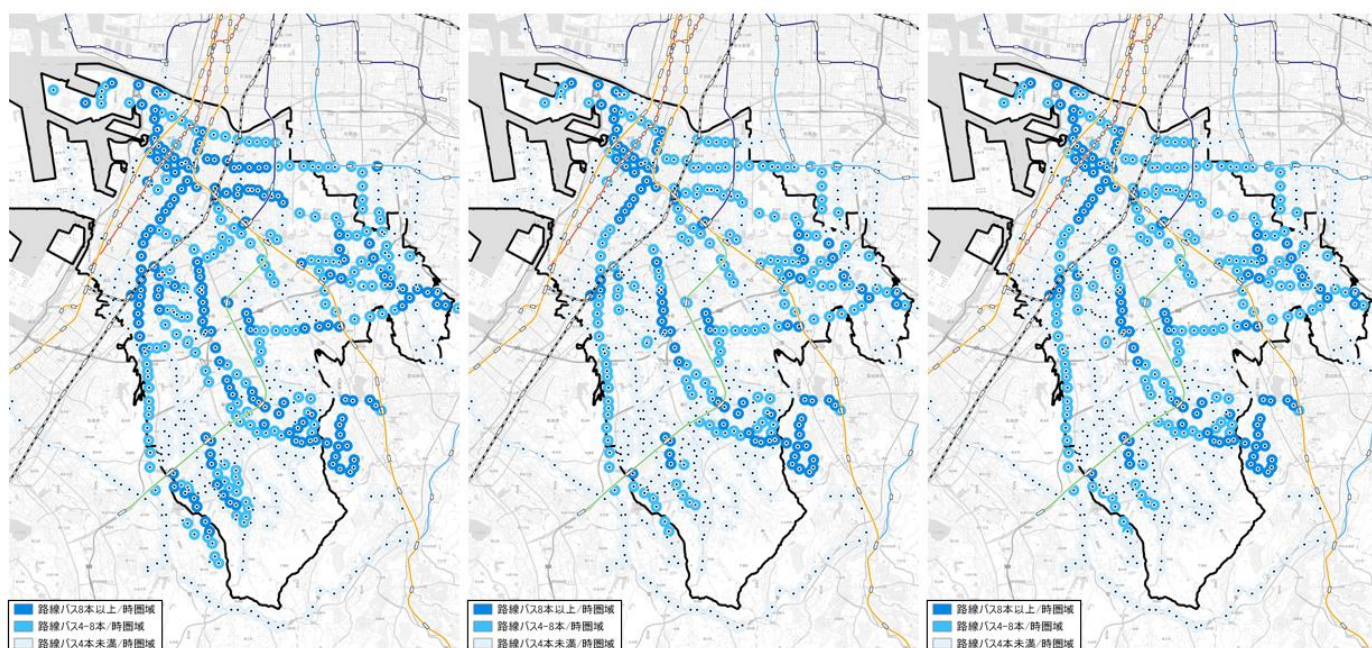


図 路線バスの利用圏域図（令和 6 年 12 月末時点 左から平日、土曜、日祝日）

(3) 市政モニターアンケートの結果整理・分析

令和 7 年 8 月に堺市が実施した市政モニターアンケート（選択式 10 問、自由記述 1 問）の結果を整理し、整理した結果から公共交通の利用状況等を分析する（クロス集計、記述意見のとりまとめ、令和 4 年度・令和 6 年度市政モニターアンケート結果との比較等）。また、分析した結果等を基に問題点及び課題の抽出を行い、対応策となる取組の抽出及び実施案を提案する。

(4) 目標達成のための施策の検討

過年度業務及び協議会事務局で収集・整理した交通事業者の取組事例の時点更新、及び計画の目標を達成するための新たな取組事例等について収集・整理するものとする。また、収集・整理した取組事例を参考に、発注者が堺市の課題解決に適した取組内容や実施スケジュールの検討、課題整理等を行う際に支援するものとする。

(5) 各種会議資料作成補助

協議会と分科会及び庁内委員会（計 4 回程度を予定）の開催にあたり、発注者が行う会議資料作成の支援を行うものとする。また、協議会等を対面（計 2 回程度を予定）で開催するに当たり、web 会議での参加希望者がいる場合の会場への web 会議端末の準備や設定、音声録音等の設営補助を行い、各会議の終了後、議事録の作成、整理を行う。

(6) 交通に関する取組事例の情報収集・整理等

公共交通にかかる以下のテーマについて、文献調査、Web 調査、関係機関へのヒアリング等を通じて取組事例の情報を収集・整理する。

（テーマ）

- ・路線バス運転士等、担い手の確保に関する取組
- ・移動手段の確保に関する取組（ラストワンマイルを含む交通弱者を対象とする取組、バス交通を補完する取組等）
- ・運賃施策に関する先進的な取組（キャッシュレス化を含む）

(7) バスマップ更新

令和 6 年 4 月 1 日版の堺市バス路線マップ（以下「バスマップ」という。）を路線バス会社の路線図や改正情報などを参考に令和 8 年 3 月 31 日版に更新する。系統・バス停留所の変更（約 30 か所）に伴うものを想定している。貸与する既存のバスマップを元に、AI 形式にて作成する。

なお、バスマップについては下記 URL にて公開している。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/kokyokotsu/bus_riyo/busmap2204.files/busmap2404omote.pdf

(8) 打合せ

打合せは、業務着手時、成果物納入時の他、進捗状況に応じ 3 回程度（計 5 回）実施するものとする。

(9) 報告書の作成

上記（1）から（8）までの内容を成果としてとりまとめる。とりまとめにあたっては、事前に発注者の確認を受け、必要に応じて追加修正等の対応を行うものとする。

2. 2 関連計画

- ・堺グランドデザイン 2040 (R2.2 作成)
- ・堺市基本計画 2025 (R3.3 策定)
- ・堺市 SDGs 未来都市計画 (2021～2025) (R6.2 改定)
- ・堺市都市計画マスタープラン (R3.7 改定)
- ・堺市立地適正化計画 (R6.11 策定)
- ・堺・モビリティ・イノベーション-SMI プロジェクト (素案) (R3.8 作成)
- ・SMI 都心ライン及び関連取組に関する導入計画 (R7.5 策定)
- ・堺都心未来創造ビジョン (R5.5 策定)
- ・堺市阪堺線沿線地区交通戦略 (R2.1 策定)
- ・その他関係施策に関する資料 (観光・健康・福祉・環境・産業・教育・医療関連等)

2. 3 提供資料

- ・令和 4 年度堺市地域公共交通維持・確保にかかる基礎資料業務成果品
- ・令和 5 年度堺市地域公共交通計画策定支援業務成果品
- ・令和 5 年度近畿圏都市交通体系調査業務成果品
- ・令和 6 年度堺市地域公共交通計画の評価及び推進にかかる検討支援業務成果品
- ・令和 4、6、7 年度市政モニターアンケート 本市とりまとめデータ
- ・バスマップの作業データ (AI 形式)
- ・その他

2. 4 成果品

成果品は次のものとする。なお、用紙、様式、書体、フォント等については発注者から指示するものとする。

また、データについては、OS は Windows、文書ファイルは Word 形式 (拡張子.docx)、表計算ファイルは Excel 形式 (拡張子.xlsx)、GIS ファイルは Shape 形式 (世界測地系 (6 系)) を原則とし、それ以外のデータについては、発注者においてデータの修正ができるよう、協議して定めるものとする。

- | | |
|----------------------|--------|
| (1) 業務報告書 (打合せ記録簿含む) | 冊子 3 部 |
| (2) データ | 一式 |
| (3) その他必要な資料 | 一式 |

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には堺市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことにより、この契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。